



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	限界地の土地利用と作物保険
Author(s)	飯島, 源次郎
Citation	季刊農業経営研究, 4, 45-54
Issue Date	1958-05-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36271
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_45-54.pdf



限界地の土地利用と作物保険

——増田化現象の実証分析を中心として——

北 大 農 経

飯 島 源 次 郎

目 次

- I 問題の所在
- II 増田化の実態
 - (1) 増田面積と戸数の変動
 - (2) 増田の類型
 - (3) 経営規模と増田面積
 - (4) 増田の計画性
 - (5) 増田の効果
 - (6) 作付転換型増田の置換作物と反収
- III 共済制度と増田
 - (1) 増田の理由
 - (2) 共済制度と農家経済
- IV 土地利用と作物保険
 - (1) 作付構成の変化と土地利用
 - (2) 作目選択による土地利用方式の合理化と保険
 - (3) 経営転換による土地利用方式の合理化と保険
- V 結 言

I 問題の所在

本来、作物保険は、個別農家の収量変動にもとづく損失を填補することによってその所得を安定せしめ、これが適切な農産物価格政策と補完的關係を保つことによって、農業における資源利用の合理化を促進する機能をもつのである。⁽¹⁾

しかもこの資源の利用形態は、単に保険によってのみならず、次の事情によっても変化する。

る。即ち、最大地代、最大利潤の追求を目的とする農業経営では、一定の価格条件の下では限界費用と限界収益とが一致する点まで集約度がおしすすめられるが、国民経済の進歩発展の影響⁽²⁾によつて経営集約度は変化するからである。

従つて、ある一つの経営内における土地利用の側面から作目の選択をみても、社会経済的諸条件の変化につれて変化し、限界生産力均等の法則が妥当するような形では現実的に必ずしもその選択が行われがたい傾向がある。

このことは特にわが国のような自給的農業に強くみられるところであり、なかでも主産地よりも限界地あるいは後進地においてそうである。

それでは、かかる諸条件の制約の強い限界地の農業生産の展開に対して作物保険がどのように機能しているか。それが又、限界地の土地利用をどう規制しているか。これが本稿の問題の所在である。

なお問題を実証的に把握するため、素材を本道における限界地と目される湧別町の実態調査資料に求めた。

従つて問題も具体的には、最近相次いだ冷害凶作のために北海道農業の経営転換が要請されているにもかかわらず、限界地の増田化がとみに進展しているのはどういう理由か。それが水稻の共済制度とどんな関連をもっているのか。換言すれば、増田を刺戟しているのは何か。共済制度か米価それ自体かということになる。

又、若し保険が増田の刺戟剤となつていと

すれば、それが農業資源の利用あるいは最適配置という観点から、農業の経営要素、就中、土地利用とどんな関係をもっているか。言いかえると、共済制度が限界地における土地利用の合理化を促進しているのか阻害しているのかということである。

以下これらの点について実証的な接近を試みるものである。

註 (1) G.S.Shepherd; Agricultural Price and Income Policy, 1947~149頁で、個別農家の所得安定計画として見越価格計画があるが、それとは別個に作物保険計画は、農業全体としての所得安定計画としてではなく個別農家の安定計画として重要であることを指摘している。

(2) T.W.Schlutz; Agriculture in an Unstable Economy, 1945, 吉武昌男訳, 第10章農業所得の不安定性を少なからしめる政策の中で、特に気候的危険の高い地方の所得不安定性の軽減対策として作物保険をあげている。又、同教授は、The Economic Organization of Agriculture, 1953のPp328~334で生産の不安定性に対する調整機構としての保険の意義を指摘している。

更に Harold G.Halcrowも Agricultural Policy of the United States, 1953, で作物保険が所得安定の機能を有していると共に、金融の裏付けともなり、土地や財産価値の安定に貢献すると述べている。

(3) Prof. Th. Brinkmann, Das Oekonomik des Landwirtschaftlichen Betriebes, 1922. 大槻正男訳P. 60 でブリンクマンは経営集約度を变化させるものとして農産物に対する需要の増加と農業生産技術の改善をあげている。

(4) ここでいう限界地とは、経営学上 地代の成立限界にある地域として解し、後進地とは農業の経済開発程度のおくれている地域として解する。従つて開発年次の早晩は無関係である。

II 増田化の実態

(1) 増田面積と戸数の変動

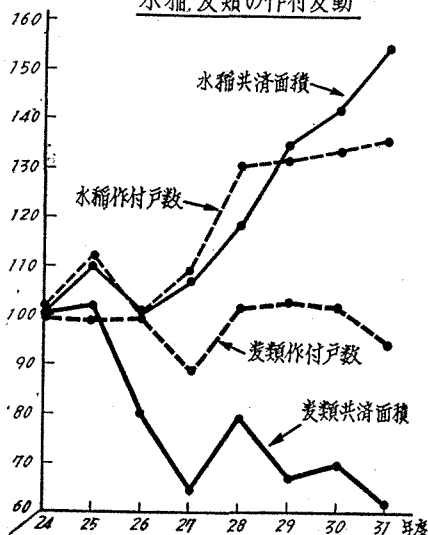
オホーツク海沿岸に位置する湧別町は、一般に農業生産における限界地域としてみなされている。特に米作においては、保険上の収量区分C（基準収量1.5石以下）、危険階級は1の丙



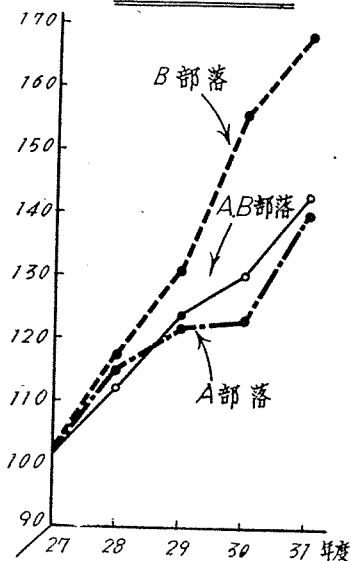
で、代表的低位生産力地帯であると共に高度の危険地域でもある。

それにも拘らず本町における水稻の作付面積並びに作付戸数は、昭和24年を100とすると第1図に示されているように28年以降ともに急激に増加している。他方、同じく共済制度の対象作物である麦類のそれは、昭和27年に急減し、その後も通減を示している。

第1図
水稻・麦類の作付変動



才Ⅱ図
水稻作付面積



更に第Ⅱ図によつて実態調査部落の水稻作付面積をみると、28年以降年々急激な上昇を示しており、特にB部落においてそれが顕著である。同じ共済作物でありながら被害率が低いことよりは基準反収が低いために共済金を受けと

ることの少い麦類が減少し、それが米によつて代替されているような結果は興味ある事実である。従つて次にどんな形で増田が行われているかを検討する必要がある。

(2) 増田の類型

大体分類すると大きく三つに分けられる。即ち、一つは耕地の事実上の拡張を伴うという意味での外延的拡大型＝新規造田型であり、第2は既耕地の作付転換によるところの内延的拡大型＝作付転換型であり、第3はその他の自然的、偶然的な理由によつて結果的に増田となつた交換売買型である。従つて第3の型は、例えば農地の交換分合によるものとか、たまたま購入した土地が水田であつたとかの理由によるもので、ここではそれ程件数も多くなく、重要な意義をもたない。

表Ⅰによれば、もつとも多いのは作付転換型であり、その意味では労働の集約度を高めるといふ点でむしろ内延的拡大を指向した増田が一般的であるといえる。他方外延的拡大ともいふべき新規造田型も8件を数える。第3の型も件数からすれば決して少いとはいえないようである。

表Ⅰ 形態別増田面積及び件数

部落	戸数	形 態	28		29		30		31		合 計	
A	11	作付転換	5.0	2	3.0	1	2.5	1	8.2	3	16.7	7
		新規	6.0	1	-	-	1.0	1	-	-	7.0	2
		そ の 他	4.3	2	2.4	2	2.0	1	0.7	1	9.4	6
		小 計	15.3	5	5.4	3	5.5	3	8.9	4	33.1	15
B	13	作付転換	12.5	5	29.5	6	27.8	7	8.9	6	78.7	24
		新規	-	-	2.0	1	0.5	1	4.5	3	7.0	5
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小 計	12.5	5	31.5	7	28.3	8	13.4	9	85.7	29
合 計			27.8	10	36.9	10	33.8	11	22.3	13	118.8	44

そこでまず、新規造田その他に比較して何故に作付転換型が多いかが問題となるが、その根底には、本町の米作史上もつとも繁栄時代であつた昭和初期に既に開田されてをつたという事

情がある。因みに米の作付面積の変遷を全町についてみると、大正末期より昭和初期にかけて急増し、昭和9年の最盛期には526町にも及んだ。その後は次第に戦時中にかけて遞減し、昭

和19年には134町まで減少している。それが戦後再び漸増をはじめ、特に27年の豊作を契機に28年以降急増して31年には259町に及んだが、未だ最盛期の面積には及ばない状態である。この点からすれば、まだまだ水田可耕地は残されているとみてよいであろう。従つて比較的簡単に作付転換による増田が可能であつたことを指摘しうるのである。

一方、新規造田ともなれば、相当の経費を必要とする関係上なかなか実行されがたいといえるのである。

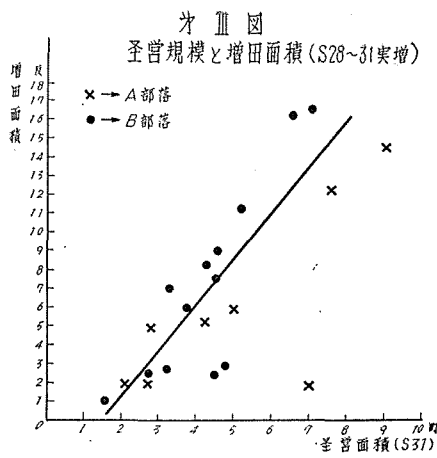
又、北海道によく行われている計画的な田畑輪換型とも称すべき増田が殆んどみられなかつたことも一応附記されなければならない問題である。

(3) 経営規模と増田面積

作付転換によるしる新規造田によるしる各個別農家の増田化には自ら限界がある。主として自然的な作物立地⁽¹⁾の制約によるものが大であるが、この外に社会的経済的諸条件の制約、就中、経営能力、増田の経費、自家労働力等の阻止要因を挙げることができる。特に本調査に関する限りでは、経営上の自家労働力が増田化の分岐点となる傾向が強い。何故ならば、生産力水準が低位なために雇傭労働力に依存しては米作経営が成立しえないからである。その他増田経費としては、主として自家労働力に依存するものが多く、殊に作付転換の場合はそれが容易に可能なので、——中には親戚、知人の手間替えによるものもある——あまり重要な要因とはならない。従つて米作が他の作物に比較して労働集約的であることから、経営上の自家労働力が決定要因として強く作用する所以である。

1戸当りの増田面積は、同一の農家でかなりの水稲作付面積に年次的な増減があるため、相当の変動がみとめられる。しかし、これを28年以降31年までの4ヶ年間にについて実際に増加した水田面積、即ち当該年間における実増水田面積と経営面積との相関をみると、そこに比例的關係がみとめられる。即ち第Ⅲ図によれば、経営規模が大となるにつれて増田面積も増加していることを明瞭に看取できるのである。

これは一つには家族労働力との関係を強く反



映している反面、農産物の自給構造が固定的である関係上、小規模経営増田化に対しては非弾力的であることを示すものとも言える。

註 (1) 作物立地変異の諸条件として、古宇田清平氏は、その著「作物立地論とその実際」1949. の中で7～61頁にわたり詳述しているが、氏は交換経済の発達した今日では経済的諸条件による作物立地の重要性にふれているので参照されたし。

(4) 増田の計画性

前述の増田面積に関してかなりの年次的変動が認められる所以としては、増田に対して確固たる計画性がないということが指摘される。

計画性に関するアンケート調査によると、1年前に計画したもの即ち前年度に計画したものが圧倒的に多い。これは主として前年度の作況、米価条件等に支配されていることを示している。従つて増田費の調達もその時の自己資金によるものが圧倒的に多く、水利問題も以前に水田であつた所が多い関係から、単独で解決されているものが多い。(表Ⅱ参照)

表Ⅱ 増田に関するアンケート

	計 画 年 数					増田費の調達		水利の解決	
	1年前	2年前	3年前	4年前	計	自己資金	借入金	単独	共同計
A	8	1	-	-	9	5	1	6	-
B	20	2	5	2	29	8	3	11	8
計	28	3	5	2	38	13	4	17	14

(5) 増田の効果

増田の効果を農民の主観的判断によるアンケート調査によつて簡単に三つ——(1)成功であつたとするもの、(2)増田前と余り変わらないとするもの、(3)むしろ増田して失敗であつたとするもの——に分類してみると、成功が9件不変が7件で大差なく、失敗は僅か1件である。(表Ⅲ参照)

表Ⅲ 効果に関するアンケート

増 田 効 果									
成 功				不 変			失 敗		
継続	終了	減反	計	継続	減反	計	継続	減反	計
A	4	-	4	1	1	2	-	-	6
B	3	2	5	3	2	5	-	1	11
計	7	2	9	4	3	7	-	1	17

失敗の理由は、増田面積が多すぎて農繁期の稼働労働力に支障を来たしたものであり、不変

の場合は、最近の相次いだ冷害凶作のために期待収量が確保できなかったためである。従つてこれからの計画としては、そのまま水田面積を維持してゆくか、或は多少継続的に増田してゆこうとするものと、将来減反してゆこうとするものが相半ばしている。

一方成功の理由の主なもの、凶作のために期待が外れたにしても他の作物に比較すれば共済金収入のあつただけでも、農家経済上充分な効果があつたとするものである。従つて将来の計画として減反しようとするものは少く、これ以上増田はしないがそのまま水田面積を維持してゆこうとするものが多い。

(6) 作付転換型増田の置換作物と反収

増田の形態として支配的であつた作付転換型の場合、どのような前作物と置換されているかが問題であると同時に、又何故に置換されなければならないかつたかは重要な課題である。

表Ⅳ 作 付 転 換 田 の 前 作 と 反 収

作物 反収	え ん 麦			馬 鈴 薯			豆 類		亜 麻	玉蜀黍	計
	3~4.5	4.6~5.5	5.6~6.0	15~20	21~30	31~35	0.5~1.0	1.1~1.5	300~350		
部落											
A	2	2	-	-	1	-	-	1	-	1	7
B	9	1	3	4	1	1	4	-	1	-	24
計	11	3	3	4	2	1	4	1	1	1	31
平均反収	4.2			24.0			1.0				

表Ⅳによれば、前作の主なものはいん麦、馬鈴薯、豆類(特に大豆)である。亜麻、玉蜀黍は夫々1件で偶然的な存在であると考えてよいだろうし当地の作付慣行上、主要作物であるえん麦、馬鈴薯の置換が顕著であることは勿論であろう。

それでは何故水稻に切換えられたのか。その指標としてこれら作物の経済性、生産性を表示する反収についてみよう。表Ⅳの平均反収は、調査対象の平均であつて反収による分散の度合は一般的に平均以下の場合が高い。このことは作物の経済性、生産性が増田化の一因であることを示唆するものであり、共済制度とは無関係に増田と土地利用との関連を示すものでもあ

る。

それでは共済制度と増田とは具体的に、しかも直接的にはどう関連するのであろうか。次にこの点に分析をすすめることにする。

Ⅲ 共済制度と増田

(1) 増田の理由

作物保険。具体的には水稻の共済制度が増田に対してどのように機能しているか。一般的に増田を刺戟したであろう幾つかの理由として例えば表Ⅴに示されているように、水稻は他の作物に比較して収入が大であるとか、米価が安定しているからとか、共済金による補償があると

か、又自家労働力が充分にあるため土地に対する労働のCapacityを拡大する意味での増田とか諸種の理由を考えることができる。

いまこれらの理由別強弱により a, b, c の序列を附してみると（表Ⅴ参照）、価格の安定が一番多い。然しこれには価格の安定以外に、

表Ⅴ 増 田 理 由

	収 入 大	価 格 安 定	共 済 制 度	労 力 充 分	近 隣	補 助	湿 地
A	3 a 1 b -	1 a 2 b 1 c	5 b 2 c	- - -	-	-	4 a - 2 c
B	5 a - -	1 a 10 b -	3 a 1 b 4 c	1 a - 3 c	-	-	1 a - 1 c
計	8 a 1 b -	2 a 12 b 1 c	3 a 6 b 6 c	1 a - 3 c	-	-	5 a - 3 c
	26	31	27	6	-	-	18

品質の較差を余り認めていない現行統制米価が品質のよくない限界地の米にとつて相対的に有利であることも原因している。

次に主な理由としては、共済制度があることと、収益が大であることを挙げることが出来る。このことから保険が増田の刺激剤として機能していることが明らかであると共に、両者が補完関係にたち、両立する限りでは増田が土地利用の合理化を促進すると考えてよい。特に a = 3, b = 2, c = 1 として数字をあてはめた絶対値としても、序列別でも収入が大であることを第1の理由にあげたものが多いことは注目値する。

その他の理由では、湿地であるため水田以外に適切な利用方法がないとするものや、余剰労働力の燃焼の場を求めたものなどが多少ある。

保険と土地利用の面では米の収入が大であるということが再検討される必要があり、その前に共済制度の効果を分析する必要がある。

註 (1) ここでは労働集約的な作物をつくることによつて土地単位当りの労働の集約度を高めることを意味する。

(2) 共済制度と農家経済

共済制度が増田の刺激剤であるという事実を客観的に再確認する意味で、表Ⅵによつて農家経済に対する共済金の役割をみよう。

社会保険的色彩の強い現行の水稲共済掛金は、組合員負担が軽微である反面、共済金の方は限界地帯ほど有利に作用する。従つて昭和28, 29, 31年の受取共済金額がかなり多く、凶作年における農家経済に対する効果も大である

表Ⅵ 共済掛金及び共済金（米）

年次	共済掛金		内組合員負担		受取共済金	
	1戸当	反当	1戸当	反当	1戸当	反当
昭27年	4,286	881	877	201	3,136	645
28	4,844	1,096	1,017	230	6,271	3,681
29	6,484	1,295	1,361	272	26,036	5,208
30	8,556	1,544	1,692	324	591	113
31	8,637	1,544	1,814	324	3,468,3	6,200

ことは論ずるまでもない。これが若しも保険の対象にならない作物であれば、凶作といえども全然所得はカバーされないのである。これ即ち共済制度が増田の刺激剤たる所以である。

以上主観的、客観的な二面の理由からして、増田と保険、保険と土地利用とが有機的関連をもっていることがわかる。

Ⅳ 土地利用と作物保険

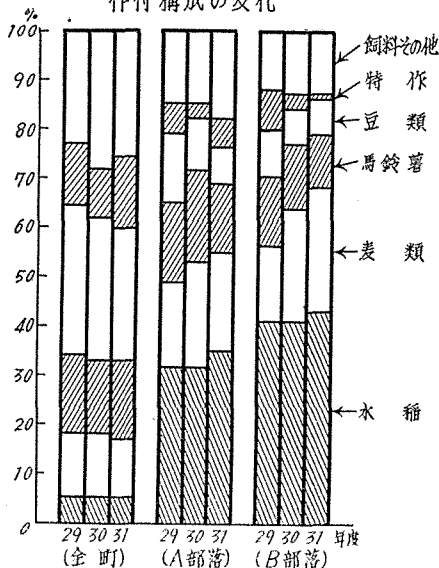
(1) 作付構成の変化と土地利用

保険が増田刺激剤として機能した結果は作付構成の変化となつて現われるが、そのことは又土地利用形態の変化を意味する。第Ⅳ図は最近における作付構成の変化を示すものであるが、ここでは各作物の実際の作付反別の増減ほどの変化を看取できないようである。

然し、その変化の程度は全町の場合よりも調査部落の方がより明瞭であり、特にB部落が比較的顯著である。

この限りでは全体的な土地利用方式に対する増田化の影響もそれ程大きなものがあるとはい

才Ⅳ図
作付構成の変化



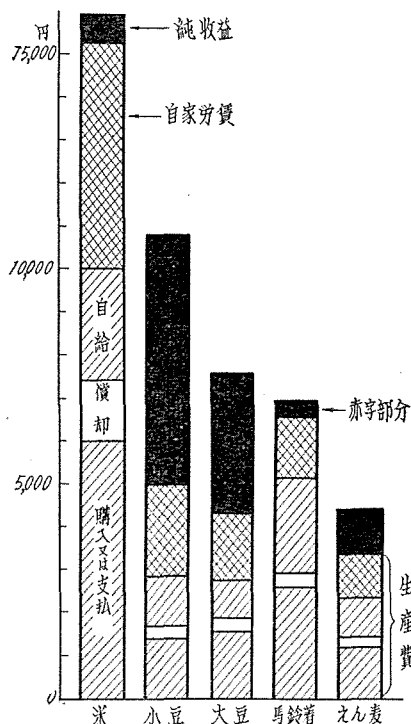
えないが、増田を実施した個別農家にとっては経営内における土地利用形態に比較的大巾な変化を来たすものといえる。

ここに保険と直接関連しての作付構成の変化に基づいて個別経営における土地利用の問題が提起されるのである。

(2) 作目選択による土地利用方式の合理化と保険

ある一定の経営方式——ここではいかなる経営方式であるかを問わないが——のもとにおいて、作目を選択するという範囲内でその土地利用方式を決定しようとする場合、何がその作目選択の基準となるか。詳細には次の項でふれることにするが、実態調査の結果による限りでは第1には所得の安定性——米価が安定的であると共に保険のために所得が安定的であること——であり、第2には収益性——粗収入が大であること——である。然しここでいう所得の安定性は生産の安定性に直結するものではない。何故ならば、限界地における米の生産は他の耐冷作物に比較して安定性が低いからである。従つて米の粗収入が大であるということが直ちに純収益も大であるといえるかどうかを吟味しなければならない。

才Ⅴ図 作物別反当生産費及び純収益比較(S30)



註 本図表は昭和30年度の農林省の農産物生産費調査に基いて作成、対象調査町村は註記(1)を参照のこと。

第Ⅴ図によれば、粗収入のもつとも高いのは米であり、小豆、大豆がこれに次ぎ、馬鈴薯、えん麦に至つてはかなり低く、特にえん麦では米の約30%である。

次に生産費についてみると、米の場合がやはり一番高く、馬鈴薯が第2位で、小豆、大豆、えん麦がこれに次いでいる。

従つてこれら作物の経済性を純収益という形で比較すると、粗収入の順位とは大巾な変化を示している。即ち、昭和30年度の価格条件のもとでは小豆がもつとも収益性が高く、次いで大豆、えん麦、米となり、馬鈴薯では赤字となる。故に豆類のそれはとにかく、えん麦、馬鈴薯が米に転換される所以は、まさにその収益率にあるといえる。反面米よりはるかに収益性の高い豆類が米に転換されるのは何故か。それ

は農家の食糧に対する需給構造の面で、米に対する需要度が高いことと合わせて豆類の価格が不安定的であり、且つ収量も低いという理由に基くものである。

この意味で農産物価格の不確実な一般的条件の下における限界地の作目選択は、生産の不安定性と相俟つて純収益が非常に変化しやすいために、現実には必ずしも特定年次の純収益のみが基準とはならない。⁽²⁾もつと安定的な要素を強く求める。この点米は豆類よりも安定的であるといえるかもしれない。

しかも自家労賃部分が自家労働に対する報酬として農業所得になるとすれば、余剰労働をいかえむ経営では純収益よりもその所得が問題となり、経営上労働集約的な米が一つの有利性をもつことになる。特に労働粗放的な限界地に於て耕地の外延の拡大が不可能であるという事情の下では、内延の拡大即ち、集約度段階を高める——資本の欠乏している事情のものでは資本集約度よりも労働集約度が先行する——ことによつて農業の発展を求める証左でもある。⁽³⁾

ここに米作が有利な作目の選択の対象となり、土地利用の経済的高度化の一手段たりうる意味で、安定米価を基調とした保険が土地利用の合理化機能を果しているともみることができ

注 (1) 本図表の調査対象町村は下記の如くであり、選択の基準は湧別町の平均反収と類似している所としたものである。

米＝北見市10戸平均、小豆＝足寄郡足寄町5戸平均

大豆＝網走郡津別町5戸平均、馬鈴薯＝斜里郡斜里町5戸平均

えん麦＝十勝郡浦幌町大麦平均を転用（えん麦の生産費調査なし）

(2) 矢島博士はその著「酪農と農業経営」1953の農業経営方式と地代形態の中で、地代較差、純収益較差が原則的に経営方式を決定する要因であると述べているが、限界地に於てはこの原則の貫徹を阻害する条件が多いと思われる。

(3) 前掲書「酪農と農業経営」の98頁で、「小農における雇傭の増加には土地の容

量を増加するが如き投資が先行する」と述べているが、この点、特に貧困な限界地に於て資本の追加的投資が不可能な状態では、作目の選択によつて土地の容量を増加する方法をとるのが経営方式を一定としたときの方向であろう。

(3) 経営転換による土地利用方式の合理化と保険

ここでは更に視点を拡大して、冷害を契機として最近本道農業に強く要請されるに至つた経営転換を前提とした土地利用方式の合理化と保険について考案したい。

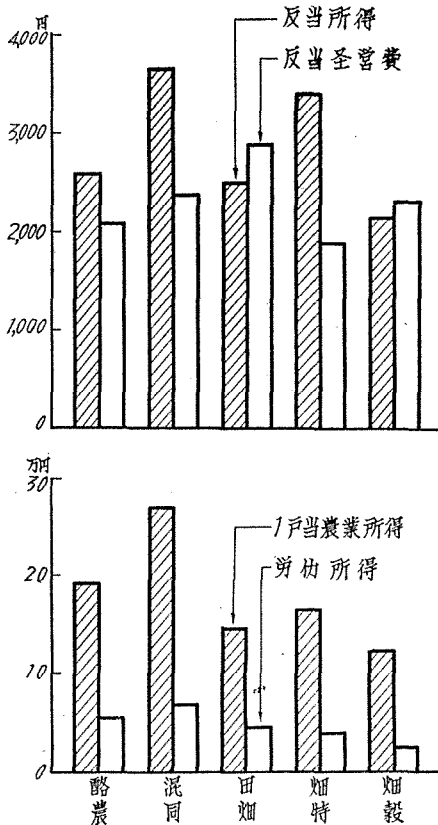
保険によつて刺激され、しかも経済的にも有利な一面をもつた限界地の米作が、果して経営上からも望ましい経営方式として合理的な土地利用を指向するものであるかどうか。又望ましい経営方式とは何を意味するのか。チュウネンの謂う如く地力をメルクマールとした作付比例をその基準とすべきなのか。然し冷害を機とした現実の問題としては第1に生産の安定性が望ましい経営方式として求められており、その中で最大利潤を追求してゆこうとするのが一般的である。然しこれを土地利用の経済性という点にしばつてみた場合、経営要素の最適な結合によつて実現されたと仮定される反当所得を判断の基準としたい。しかし現実にかかる資料を求めえないので既存の資料によつてこれを検討することにする。

第Ⅶ図によれば、五つの経営類型——いずれも本町における各10戸平均——の中で反当所得の特に高いのは混同経営型と畑特作型である。その外ではこれらに比し一段と低く、その間に顕著な差異がみとめられないのも特徴であろう。限界地なるが故に水田単作型がないので米作の代表として田畑兼営型として一般的に考察することにする。

反当経営費については、田畑兼営型は反当所得が第4位であつたのに反して第1位であり、作目別では有利性の高かつた米作も、経営類型的には余り有利性は認められない。

更に1戸当り農業所得でも混同経営が第1位であつて、酪農が第2位に上り、田畑兼営型は

経営類型別所得比較 (S27)



註 演別町農村建設計画に対する基礎調査報告書 昭和30年7月発行より作成。

反当所得の場合と同様第4位である。僅かに畑穀型に対して相対的有利性がみとめられるのみである。

労働所得に於ては田畑兼営型も第3位に上昇しているが、いかに労働集約的な米作を導入しても年間にわたつて稼働できる混同及び酪農型に及ばない。しかしそれが立地条件の差であるかどうかは明瞭でない。従つて土地利用の経済性を論ずるためには、各類型における土地要素に対する経済的帰結が明らかにされなければならないが、この計測は資料の制約上不可能なので与えられた資料から推論的考察を加える。

問題はこうである。作目別にみて米の有利性がみとめられても、経営類型的に各種所得に有

利性がみとめられないならば、何故もつと有利なしかも安定的な経営に移行或は転換しないのか。具体的には経済的土地利用度のメルクマールとしての反当所得の高い酪農化の方向へ転換しないのか。その理由は先ず資本がないということである。農民は酪農への転換の望ましいことを認識し、大部分それを希望している。では資本があれば可能であるか。それは最近の貸付牛制度によつて急激に乳牛が増加しつつあることも可能なことが明らかである。然し酪農への転換は田畑兼営地域より畑穀地帯に於て積極的である。何故ならば、田畑地帯では現況に於て無理に酪農への転換を図るよりは、短期的にみて保険の対象たる米作への転換、即ち作目選択による土地利用の高度化の方が転換経費も少くて有利であるからである。

又これを長期的にみたとしても、酪農への転換は短期的な所得効果を期待できない反面、それ相応の危険をも伴うものであるし、決して資本の欠乏のみがこれを阻止するとはいえない。

殊に経済的に逼迫した限界地の農民は、短期的な視点から転換を積極的に推進せず従来に於ける経営を維持し、作物的には保険もあつて有利な米作へと移行する。

しかし若しも保険がなければ活路を経営転換に求め、長期的な安定に努力する結果所得水準も上昇し、土地単位当りの生産性をより一層高めることによつて土地利用が合理化されるかもしれない。

こうみえてくると共済制度が経営転換を阻止する意味で、土地利用方式の合理化をも阻害する要因として機能しているともいえる。

註 (1) Prof. Th. Brinkmann, Das Oekonomie des landwirtschaftlichen Betriebes, 1922 大槻正男訳, 13頁で経営方式という概念は経営形態の一側面であつて、土地利用や生産物加工組織等を表現する場合にも勿論用いることが出来ると説明しているが、ここではブリンクマンのいう地目及び作物の利用の両方を含めた意味での広義に解する。

(2) J.H.von Thünen; Der isolierte Staat. 2te Aufl. Jena, 1921 近藤康男訳「孤立

国」148頁に於て、地力を経済組織選択上のメルクマールとした場合、地力の増加を伴う経営が望ましいとしている。又、一つの農業が地力を肥やすか消耗させるものであるかは、主として肥料を生産する作物と消費する作物との間の割合、即ち作付比例によつて決ると説明しているが、ここでの望ましい経営方式の基準は必ずしも地力ではなく地力は第2義的なものとして考える。

V 結 言

これまでの実証的分析を通じてえられた結論は次の通りである。

即ち、水稻共済制度は増田の刺激剤として機能し、斯かる意味での増田を、第1に、経営転換を伴わない所の単一経営における作目変化としてみた場合には土地利用の経済的合理化を促進し、第2の経営転換を前提としてみた場合、保険が転換を阻止する限りで土地利用の経済的合理化を阻害するといえるのである。

本来、土地利用の合理化機能を果すべき作物保険が、限界地の湧別町に於て矛盾するが如き

形で機能しているとすれば問題である。果してそれは限界地なるが故の矛盾であるのか、それとも中核地帯にもあてはまるのか。限界地ではG.S.Schepherd のいう農産物価格及び所得問題の夫々異つた三つの問題——安定性の問題、水準の問題、所得配分の問題——の中、何が最も重要な問題と考えるかによつて評価が多少変つてくるであらう。いずれの問題をとりあげても限界地は不利であり、仮令、現在に於て米作が土地の経済的利用を実現させているとしても、——ある一定の経営の中において——将来にわたつて保険が土地利用を固定化し、積極的な利用転換を阻害することになるならば、T. W. Schlutz のような保険が社会の利益を必ずしも促進することにはならない。

従つて一般的にも原則的にもこれまでの分析より直ちに保険と土地利用に対して結論づけることは早計であり、更に考究されなければならない重要な課題である。

註 (1) G.S.Schepherd; 前掲書 Pp69~71Chapter 5. Five Agricultural Price and Income Needed. 参照

(2) T. W. Schlutz. 前掲訳 P230参照

フリートリツヒ・エーレポー原著 帯広畜産大学教授 工藤 元 訳

農業経営学汎論

本 邦 初 訳

—農業家・政治家・官吏・学生のための教科書—

上・下 巻

・ 予約募集中 ・

本書は、世界の農業経営界に重要な地位をしめる フリートリツヒ・エーレポーの主著「農業経営学汎論」の全訳であり、農業経営学界に近代的発展の転機をもたらした、エーレポーの偉大な業績こそは、正に本書によつてその全貌を遺憾なく見る事が出来るであらう。本書を読まずして、農業経営及び農業経営学を論ずることは不可能である。

本書は、元来学術論文ではなく、むしろ実家向の参考書であり、学問のための学問でなく、実際は農業を経営した経験の上に立つ世界的な学問であり、その平易な文章と共に世界各国で出版され、日本において、これほどまでに、出版をまたれた農業書はない。

—公論社刊行—

上・下巻
A 5 版・250 頁
上 製 本
美 麗 ケ ー ス 入
上・下 700円
送 料 当 方 負 担